

## 第5章 対外不均衡の是正と世界への貢献

(1) 現在のような我が国の経常収支の黒字は、米国の大幅な経常収支の赤字とともに国際経済システムの不安定さの一因となっている。これを放置した場合には、各国との経済摩擦を激化させ、世界を保護主義に導き、我が国を国際社会の中で孤立させるおそれ大きい。対外不均衡の是正は、世界経済の安定的発展を図っていく上で我が国の責務であり、その実現は急務である。

このため、輸出の適度な伸びを上回る輸入の拡大に努める。こうした動きを促進するため、各般の構造調整施策を講ずることにより内需を拡大し、輸入の増大を図るとともに、財政・金融政策を適切かつ機動的に運営する。また、円高の内価への反映を一層促進する。

(2) 我が国の対外不均衡の是正は、米国等の対外不均衡是正と並行して進められることによって効果が高まる。特に、米国においては財政赤字削減等による国内需要の抑制とともに、輸入依存体質の是正、産業の競争力の回復等の構造調整施策が一層積極的に進められる必要がある。各国におけるこのような構造調整を促進するため、経済政策全般にわたる国際協調体制の一層の強化を図る。

(3) 戦後の我が国の発展は、西側社会の一員として平和的な国際環境の下で可能となったが、今後も我が国が安定的に発展していくためには、平和な国際関係の存在が不可欠の前提である。このため、平和国家としての基本的立場を堅持し、自衛のために必要な限度において、国際情勢、経済財政事情等を勘案しつつ、効率的・計画的な防衛力の整備を図るとともに、経済面、文化面及び政治面から世界経済の安定的成長と国際平和の維持に積極的に貢献する。

(4) 我が国は、世界経済の発展の枠組みの構築に関し世界に貢献する日本との姿勢に立って、能動的かつ積極的な役割を果たしていく。このような観点から、自由貿易体制の維持・強化、国際通貨体制の安定化等の世界経済運営について責任を分担する。また、経済協力、海外直接投資等の対外的側面にとどまらず、我が国経済社会をより開放的で受容度の高いものとするにより、他国により多くの

参入、活動の機会を提供する。

## 第1節 対外不均衡の是正

### 1. 市場アクセスの一層の改善

今後とも一層開かれた市場の形成を目指し、透明性の確保と公平・無差別の原則を基本として、以下の方針に沿って継続的に市場アクセスの一層の改善に努め、世界に対し積極的にビジネス・チャンスを提供する。また、その実効性を確保するため、市場開放問題苦情処理推進本部（OTO）の機能を一層活用する。

(関税の引下げ・撤廃)

- ① 工業製品について、今後ともGATTウルグアイ・ラウンドを通じて世界的な引下げに向けて交渉を積極的に行う。さらに、交渉終了前においても内外の産業の状況を考慮しつつ、可能な範囲で自主的引下げ・撤廃を検討する。また、農産物についても、今後国内農業の合理化・効率化の進捗状況に応じて同様の検討を行う。

(輸入制限の緩和)

- ② 農産物については、農業の有する多面的な役割・特性と我が国の輸入国としての立場に配慮しつつ、長期的には市場メカニズムがより効果的に働くようにするとの観点から、現在GATTウルグアイ・ラウンドで進められている農業交渉に積極的に参加し、これを実りあるものとするのが重要である。輸入制限品目については、GATTにおける新しい貿易ルール策定等の状況を踏まえ、国際価格が国内価格に反映され得るよう、我が国農業に占める当該品目の地位に配慮しつつ、中期的な国内生産の合理化・効率化につき具体的目途を定める等によりその実現に努め、市場アクセスの一層の改善を着実に進める。

(基準・認証、輸入プロセスの改善)

- ③ 基準・認証について、今後ともきめ細かく見直す。また、輸入プロセスについてより一層の効率化・迅速化を進めるため、体制整備、運用の簡素化等を図る。

(建設市場への参入機会の拡大)

- ④ 我が国の公共事業の契約方式は、制度上内外無差別となっているが、外国企業に積極的にビジネス・チャンスを提供するとの観点から、外国企業の参入機会の

拡大を図ることとし、このため、外国企業が我が国の入札制度に習熟し得るよう特別の措置を講ずるとともに関連する民間事業についても内外無差別の調達方針をとるよう勧奨することとした。今後これらの合意に基づく措置の実行を進めるとともに、制度の周知徹底を図る。

(製品輸入の促進)

- ⑤ 製品輸入を今後一層拡大するため、従来から行われてきている金融、税制上の措置、企業や消費者に対する働きかけ、流通システムの合理化の推進、政府調達における外国製品の購入促進を継続するとともに、外国企業への一層の努力の要請、我が国の商慣行・市場実態等への理解促進等を図る。また、並行輸入の不当な阻害等競争を阻害するおそれのある行為については、独占禁止法の厳正な運用により対処する。

## 2. 海外直接投資の推進

国内の生産・雇用への影響に配慮しつつ、海外直接投資を推進するため、以下の方策を講ずる。

- ① 投資受入国の投資環境を整備するため、GATTウルグアイ・ラウンド等における投資に関する国際ルール作りに積極的に参画するとともに、二国間の協議の場を通じて投資に対する諸規制の撤廃を求める。また、技術移転の円滑化のため、知的所有権等の制度・運用の国際的な調整を図る。
- ② 投資リスクの軽減を図るため、二国間投資保護協定の締結交渉を促進するほか、海外投資保険制度、MIGA(多数国間投資保証機関)、日本輸出入銀行の保証制度及び海外投資等損失準備金制度の活用を図る。また、中小企業の海外投資については、良質の投資相手の発掘等相手国に関する幅広い情報を提供する。
- ③ 投資摩擦の回避を図るため、進出企業による現地調達の拡大等のほか、現地社会への経済活動以外の面での融け込みの積極的努力を引き続き行う。

## 第2節 世界への貢献

### 1. 貿易・直接投資を通じる貢献

市場アクセスの改善及び海外直接投資の拡大は、我が国の対外不均衡是正のために必要であるばかりでなく、自由貿易体制の維持・強化、投資受入国の生産・

雇用の増加を通じて世界経済の健全な発展にも資する。この意味で、我が国の世界への貢献の重要な手段でもある。このような観点から前節に示した施策を講ずる。

また、自由貿易体制の維持・強化の観点から、現在交渉が進められているGATTウルグアイ・ラウンドに積極的に参加し、その成功のため建設的な役割を果たす。

## 2. 経済協力の拡充

- (1) 今後ともODA（政府開発援助）の分野において積極的貢献を行っていくため、ODAの国際目標を念頭に置きつつ、対GNP比率の着実な改善に引き続き努める。その際、当面、国際的援助動向や我が国の財政事情も考慮しつつ、計画的拡充を図るための目標を設定して着実に実施する。なお、援助の拡充に伴う財政負担の増加については、国民の合意を得ることが不可欠である。
- (2) 援助の質について、我が国の援助をさらに途上国にとって効果のあるものにするとの観点から、以下のような改善を行う。
  - ① 無償資金協力については、その一層の拡充を図る。その際、LLDC（後発発展途上国）等低所得国重視という基本的な視点に立つとともに、途上国の実情、必要性に応じた協力の展開を図る。また、実施面の実務を政府部門から実施機関へ移行することを含め適切な体制整備を検討する。さらに円借款、技術協力等と結びついた有機的な援助を行う。
  - ② 有償資金協力については、円借款の形態の多様化及び執行を促進するための諸方策を検討し、その質の改善に努める。また、国際経済情勢の変化等に伴う途上国の返済負担の増加を軽減する方策を幅広く検討する。さらに、内外諸情勢を踏まえ、一般アンタイド化を一層推進する。
  - ③ 技術協力については、ODAに占める割合を速やかに引き上げるとともに、発展局面をより重視する等その内容の充実を図る。また、マクロ経済管理等の能力を有する国別専門家の育成や我が国の公的機関の技術者の大幅な活用の検討、民間の技術者交流に対する政府の援助の拡充を行う。さらに国際機関等の有する専門的知識、経験の活用を図る。

(3) 途上国の多様な援助の需要に対応し、援助の実施分野の多様化を図る。また、その援助需要を国ごとの経済発展の実情に応じ適切に取り上げる仕組みを充実し、国際機関との協調にも配慮しつつ需要に的確に対応した手段を用意する。その実施に当たっては、持続的な開発を図る観点から環境等への配慮を組み込む。

- ① 経済発展段階別の経済協力指針を充実するとともに、これを踏まえつつ、相手国の実情及び我が国との二国間関係を十分に勘案して、国別援助方針を明確に定める。
- ② 経済政策支援型援助について、世銀等との協調融資等国际的協力の枠組みの中で二国間援助としてもこれを行う。
- ③ 援助、直接投資、貿易が有機的に結びつくような総合的な経済協力（三位一体型経済協力）を推進する。
- ④ 援助能力を高めてきたアジア NICs の技術を活用し、我が国がこれに協力しつつ他の途上国への経済協力を行うような協調の仕組み（連携型経済協力）を確立する。
- ⑤ 途上国の経済開発戦略の策定能力の向上、自らに適合した技術の研究開発能力への支援等ソフトな面での技術協力を強化する。

(4) 援助の円滑かつきめ細かな実施の確保等執行状況の改善のため、実施体制を強化する。具体的には、援助関係省庁・機関の連携強化、援助実施機関の権限・組織・要員の強化・拡充、国別専門家の育成、案件発掘機能の強化、コンサルタントの活用等を図る。

### 3. 発展途上国への資金還流の促進

(1) 累積債務問題の解決のため、我が国としても途上国への資金還流を促進する。このため、3年間を目途とした総額300億ドル以上の資金還流措置の完全実施に向け努力するとともに、今後とも国際経済環境にも留意しつつ途上国への資金還流を促進する。

(2) 我が国は、今後とも国際協調の枠組みの下で、債務問題の解決を支援することとし、途上国の債権についての海外投資等損失準備金制度等の活用により市場メカニズムに基づく対応を促進するとともに、一層の資金還流を図るため以下の施

策を進める。

- ① 民間部門からの新規資金の供給を促進するため、国際的な枠組みの下での非商業的リスク補完の仕組みの可能性を模索するとともに、貿易保険や日本輸出入銀行の保証の機能の活用を図る。
- ② 途上国の債券による資金調達を支援するため、途上国債券に関する情報の整備・提供を進める。株式投資については、I F C（国際金融公社）等によるトラスト・ファンドの活用を図る。
- ③ 直接投資による資金還流を促進するため、二国間投資保護協定の締結交渉の促進、投資先国の投資環境に関する情報の提供等優良案件の発掘・形成機能の強化、投資保険、M I G A 及び日本輸出入銀行の投資保証の活用等の環境の整備を図る。また、アセアン日本開発基金の下で行われている投資基金の活用を図る。
- ④ 日本輸出入銀行等によるその他政府資金の機能の一層の活用を図る。

#### 4. 国際通貨体制の安定への貢献と金融・資本市場の自由化・国際化

##### (1) 国際通貨体制の安定への貢献

- ① 各国経済のファンダメンタルズを望ましい方向に改善し、為替レート of 安定を図るためには、主要国の経済政策の協調的な運営及び相互の監視が必要である。このため、我が国としては、米国をはじめ各国に一層の努力を求める一方、自らも内需主導型の経済運営に努める等国内経済政策を国際的な協調の枠組みの中で運営する。また、今後とも為替市場において各国と一層緊密な協力を行う。さらに、I M F が国際通貨制度の安定に果たす中心的な役割に鑑み、資金基盤の強化への協力等 I M F の機能強化に積極的に貢献していく。
- ② 国際通貨体制の安定性を高めるため、円、マルクが国際通貨としての機能を高めていく必要がある。このため、我が国金融・資本市場の自由化を進め、円の一層の国際化のための環境を整備する。

##### (2) 金融・資本市場の自由化・国際化

- ① 資金循環構造の変化、家計・企業等の金利選好意識の高まり、国際的取引の拡大等が進む中で、今後とも内外の各経済主体の金融サービスに対する需要の多様化に応じて、金融の自由化・国際化を進めるとともに、我が国金融・資本市場の国際金融センターとしての発展を図る。このため、短期金融市場等の整備・拡充

を図るとともに、金融制度の在り方の検討等内外競争条件を整備し、また社債発行市場における市場慣行の見直し等を進める。

- ② 金融の自由化・国際化、金融・資本市場のグローバル化に伴い金利リスク、為替リスクをはじめ様々なリスクが高まるのに対応して、リスクヘッジ手段の整備・拡充及び金融機関の自己資本充実を図る。また、市場原理を尊重しつつ、債券・株式・為替の相場の過度な変動が实体经济に悪影響を及ぼすことのないよう留意する。さらに、国際的な信用秩序の維持及び競争条件の整備等の観点から各国監督当局間の協力を進める。

## 5. 科学技術・文化面での貢献

(1) 科学技術の発展を通じて世界に貢献していくため、以下の施策を推進する。

- ① 国際的に運営される研究・研修施設の設立等国際的公共財の提供を検討するとともに、一国のみでは資金、設備、技術力等が及ばない案件について国際共同研究開発を推進する。特に、独創的・先導的な基礎研究、地球的規模の環境保全問題等に積極的に取り組む。
- ② 国際的に必要性の高い研究設備を充実し、外国にも利用機会を提供する。
- ③ 政府資金を投入して得られた成果の対外提供を促進する。
- ④ 大学及び政府系研究機関を中心に外国人研究者の受入れ及び研究者の交流を促進するとともに、科学技術情報の対外提供を促進する。
- ⑤ 民間企業を中心に行われている開発・応用研究の促進を図るとともに、我が国の研究開発の成果を速やかに世界に普及させるため、知的所有権制度の国際的な整備及び調和を図る。

(2) 教育面において国際的交流等を通じ諸外国との相互理解を深め、我が国の経済社会をより一層開かれたものとしていくため、以下の施策を推進する。

- ① 英語担当教員の海外研修や語学指導等を行う外国青年招致事業の拡充等により外国語教育の改善・充実等を図るとともに、内外の歴史・文化に関する学習を充実し、国際社会で信頼と尊敬を得る人材の育成を図る。また、海外子女教育及び帰国子女教育の充実を図る。
- ② 外国の教育研究機関との教師、研究者、留学生、研修生等の相互交流、青年海外協力隊事業の拡充等を図る。

特に、留学生の受入れについては、私費留学生等に対する施策も含め、受入体制を整備・充実するとともに、政府開発援助資金をより一層活用する方途を検討する。

- ③ 相互のコミュニケーションを円滑に行えるよう外国人に対する日本語教育を充実する。

(3) 文化交流を通じて、諸外国との相互理解を深め幅広い関係を築くため、以下の施策を講ずる。

- ① 伝統芸能、芸術文化、スポーツ等幅広い分野における国際交流とともに我が国や諸外国の文化に関する国際共同研究等を推進する。このため、国際交流基金等の交流・研究機関の活動基盤を強化するとともに、官民による文化交流事業を推進するため、民間資金導入の推進、民間団体との連携強化等を図る。
- ② 草の根交流とでも呼ぶべきNGO（非政府団体）や地方自治体の交流事業の団体相互の情報交換、相互支援を緊密にしていく。
- ③ テレビ番組等の映像メディアの活用や国際放送の充実を図る。
- ④ 海外からの旅行者の受入促進のための環境整備を図る。また、我が国の経常収支の黒字縮小にも資することから我が国からの海外旅行促進のため、出入国手続きの改善、航空輸送の整備等の施策を充実・強化する。

(4) 近年、円高の進展や我が国の企業活動の国際化を背景に、就労目的の外国人在留者が増加している一方、不法就労者も急増しており社会問題化している。こうした中で、我が国社会を世界に対しより開かれたものとしていくためにも、当面、専門的な技術、技能を有する外国人については、可能な限り受け入れる方向で対処するとともに、その範囲を明確化するなどにより、制度の一層の透明化を図る。その際に予想される諸問題の検討に加え、外国人労働者の受入れに関するその他の問題についても、多面的影響を考慮しつつ、慎重にかつ速やかに検討を行う。